

【表紙】

【提出書類】	半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第5項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年2月10日
【中間会計期間】	第10期中(自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)
【会社名】	株式会社東京クラシック
【英訳名】	TOKYO CLASSIC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西村 裕司
【本店の所在の場所】	大阪市中央区伏見町四丁目4番9号
【電話番号】	06-4963-3560
【事務連絡者氏名】	小島 拓之
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区伏見町四丁目4番9号
【電話番号】	06-4963-3560
【事務連絡者氏名】	小島 拓之
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年1月30日に提出いたしました第10期中（自 2024年5月1日 至 2024年10月31日）半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 中間財務諸表の作成方法について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

（訂正前）

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

（訂正後）

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。